

# KASHIHARA

*Business Press*

June 2020 **6**

事業所内皆様でご覧下さい

**橿原商工会議所は  
地域企業の皆様を全力でサポートします!!**



橿原運動公園のバラ園

**特集：新型コロナウイルス感染症対策  
P2～6をご覧ください**



# 持続化給付金に関するお知らせ

感染症拡大により、特に影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。



新型コロナウイルスの感染拡大により、休業を余儀なくされるなど  
事業継続にお困りの中堅・中小企業、小規模事業者  
フリーランスを含む個人事業者の皆様へ

【中小法人・個人事業者のための】

## 持続化給付金

じぞくかきゅうふきん

売上が前年同月比50%以上減少している事業者の方は、  
事業の継続を支え、事業全般に広く使える給付金を申請できます。  
(今年12月までに売上が50%以上減少した月がある事業者が対象、令和3年1月15日まで申請が可能です。)

### 給付内容

中堅・中小企業、小規模事業者 **上限 200万円**      フリーランスを含む個人事業者 **上限 100万円**

給付額：前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12か月)

### 申請方法

新型コロナウイルス感染拡大を考慮し、迅速かつ安全に給付を行うため、  
**電子(オンライン)申請で受け付けます。**  
パソコンでも、スマホでも、簡単にできます。

申請は持続化給付金ホームページから。  
パソコンでの申請は      スマホでの申請は

### 持続化給付金コールセンター

0120-115-570 (IP電話専用) 03-6831-0613 (受付時間) 8:30~19:00 (5、6月は全日対応)

FAXでも書類が取り出せます。      LINEでもお問い合わせを受け付けています。      コールセンターでは、不正発給の内部通報も対応しています。

ご自身で電子申請を行うのが困難な方のために「申請サポート会場」を順次開設しています。

## 持続化給付金の申請手続き方法

### 「申請」の前に準備!

1 まず、必要書類を揃えてください。

- 確定申告書別表第一の控え(1枚)及び法人事業状況説明書の控え(2枚)計3枚(対象月の確定申告書の提出済みの事業者の方) ※少なくとも確定申告書別表第一の控えには受印(法人の代表者印)が捺印されていること。
- 売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの(2020年01月と明確な記載があるもの) 法人名義の口座通帳の写し(法人の代表者名義も可) ※電子通帳など、経緯の記載がない場合は両面コピー
- 青色申告の場合 2019年度の確定申告書第一表の控え(1枚)と所得税青色申告決算書の控え(2枚)計3枚(2019年度の確定申告書第一表の控え1枚のみ可。なお白紙申告の場合と同様に2019年度の平均的営業収入と対象月の月間事業収入を比較することします。) 白色申告の場合 2019年度の確定申告書第一表の控え(1枚)計3枚 ※少なくとも確定申告書第一表の控えには受印(e-Taxの場合は受印済)が必要。
- 売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの(2020年01月と明確な記載があるもの) 申請者本人名義の口座通帳の写し ※通帳の裏面を写した場合は必ず裏面を写す ※電子通帳など、経緯の記載がない場合は両面コピー
- 本人確認書類(住所・氏名・明らかな写真のある身分証明書) ※運転免許証、個人番号カード、写真付きの住民基本台帳カード(写し)、特別自治体住民票、外国人登録証明書など。 上記を保有していない場合は住所(住民票の写し)及びパスポート(住民票の写し)を併せて提出申請書類の組合せで代用することがあります。

詳しくはホームページでご確認ください。

2 次に、必要書類をデータ化してください。

パソコンの場合は      スマホの場合は

必要書類をスキャンしてパソコンに取り込んでください。      必要書類を撮影して写真をスマホに保存してください。

※形式はPDF・JPG・PNGのいずれかでお願いします。

### 「申請」の操作はカンタン!

- 「持続化給付金」ホームページにアクセス。  
持続化給付金      検索      スマートフォンでもご利用可能です。
- メールアドレスを入力し、仮登録してください。  
申請ボタンをクリック      メールアドレスを入力      仮登録が完了
- 確認メールから、本登録へ。  
メールに記載のURLをクリック      ログインID・パスワードを登録      本登録が完了
- マイページに各種情報を入力してください。  
法人または個人の基本情報      売上額      入力方法と申請金額を自動計算      口座情報      通帳の写しをアップロード
- 必要書類を添付してください。  
確定申告書類の控え      売上減少となった月の売上台帳等の写し      個人の場合は本人確認書類の写し

これで申請手続きが完了です。  
持続化給付金事務局にて、申請内容を確認  
※申請に不備があった場合は、メールとマイページの両方で連絡が入ります。  
通常2週間程度で、給付通知書を送付  
ご登録の口座に入金されます。

申請の際にご注意      最終的に申請内容に虚偽が明らかになった場合は返金を求めることがあります。虚偽の内容が重大または悪質な場合には刑事責任を公訴します。さらに特に悪質なものは犯罪に問われる可能性がありますのでご注意ください。

**「持続化給付金」を装った詐欺にご注意ください。**

変だぞ! 相談したいと思ったら      持続化給付金コールセンター 0120-115-570まで      もしも詐欺? 不安になったら      最寄りの警察署 #9110 (警視庁)まで

スマホでできる!

# 持続化給付金の申請

もちろんパソコンからでもOK!

まずは申請に必要な書類を手元に準備しましょう!

法人・個人事業者共通      個人事業者のみ

2019年(度)の確定申告書類      対象月の売上台帳等      通帳のコピー      本人確認書類 (運転免許証、個人番号カード等)

これらの必要書類は、スマホのカメラを使用した取り込みが可能です。詳しくは裏面で!

## 添付書類を電子データで準備しましょう

法人・個人事業者共通      個人事業者のみ

2019年(度)の確定申告書類      対象月の売上台帳等      通帳のコピー

確定申告書 第一表の控え(1枚)      経理ソフトの売上データ      通帳のコピー

所得税青色申告 決算書の控え(2枚)      EXCELで作成した売上データ      通帳のオモテ面      通帳を開いた1、2ページ目      電子通帳画面のコピー

※白色申告の方は、確定申告書第一表の控え1枚      ※法人の場合は、確定申告書別表第一や法人事業状況説明書を添付していただきます

上記のデータを、デジタルデータ(PDF・JPG・PNG)のいずれかに変換してご利用ください

デジタルカメラ・スマートフォン等を使用の際は、細かな文字が読み取れないようきれいな写真の添付をお願いします

持続化給付金事業 コールセンター **0120-115-570**      IP電話等からのお問い合わせ先 **03-6831-0613**

平日土日祝日8:30-19:00(5月・6月)      ※申請受付開始と同時に多くのお問い合わせをいただいております。ご不便をおかけいたします。

【スマートフォン操作篇】動画      持続化給付金電子申請の操作方法      【パソコン操作篇】動画      持続化給付金電子申請の操作方法

https://www.youtube.com/watch?v=XM4\_ZB4M5g&feature=emb\_logo      https://www.youtube.com/watch?v=Z2B9HG6&feature=emb\_logo

持続化給付金 事務局ホームページ      https://www.jizokuka-kyufu.jp/      持続化給付金 申請

# 持続化給付金に関するお知らせ

## 電子申請の操作ガイドが動画で公開されました！

パソコン、スマートフォンから行う「電子申請の操作」について、動画でご説明しています。なお、タブレット端末からも申請を行うことができます。

パソコンは中小法人等のみなさまからの申請の流れに沿って、スマートフォンは個人事業者等のみなさまからの申請の流れに沿ってご説明しておりますが、電子申請における操作方法自体は相互に差異ございませんので、ご自身の事業形態や申請を行うデバイスに合わせてご覧ください。

**パソコンからご覧いただくには**

持続化給付金 電子申請の操作方法  
パソコン操作編

～中小法人等が申請を行う流れに沿って～

<https://youtu.be/ejWzZB9ftG4>

**スマートフォンからご覧いただくには**

持続化給付金 電子申請の操作方法  
スマートフォン操作編

～個人事業者等が申請を行う流れに沿って～

[https://youtu.be/\\_XM4\\_ZBM65g](https://youtu.be/_XM4_ZBM65g)

コチラにアクセスするとこの画面が表示されます



コチラにアクセスするとこの画面が表示されます



**お知らせ**

本動画は2020年5月8日現在の申請画面を基に制作されています。現在の申請画面と一部構成が異なりますこと、ご了承ください。

**【主な変更箇所】**

- ・中小法人等・個人事業者等とともに、口座情報入力の方法が変更になりました。口座の登録は【金融機関を検索】からスタートしてください。

## 申請方法がわからない、できない方限定で 持続化給付金申請サポート会場が開設されました！

ご利用される方は事前に来訪予約を済ませてください。

WEBサイト	<a href="https://www.jizokuka-kyufu.jp/">https://www.jizokuka-kyufu.jp/</a>	
受付専用ダイヤル(自動ガイダンス)	TEL 0120-835-130	24時間対応
電話予約窓口(オペレーター対応)	TEL 0570-077-866	平日・土日祝ともに9:00～18:00

※電話予約には、「会場コード」が必要です

申請サポート会場	会場名	会場コード	施設名	開設日
	檀原会場	2904	フクダ不動産八木ビル2F	5/28
	生駒会場	2901	生駒商工会議所6F	5/16
	奈良会場	2902	西御門服部ビル1F	5/21
	大和高田会場	2903	大和高田商工会議所経済会館4F	5/21

# 労働保険年度更新に関するお知らせ

## 令和2年度労働保険料等の申告・納付期限が令和2年8月31日まで延長されました

### 概要

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、労働保険料等の申告期限・納付期限(年度更新期間)について令和2年8月31日まで延長することといたしました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方は、申請により、労働保険料等の納付を1年間猶予することができますので、裏面もあわせてご参照ください。

### 《申告期限》

	従来	延長後
	令和2年6月1日～ 同年7月10日	令和2年6月1日～ 同年8月31日

### 《納期限》

	従来	延長後
全期・第1期	令和2年7月10日	令和2年8月31日

労働保険の年度更新は管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送又は電子申請でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することが可能です。また、労働保険料等の納付については口座振替や電子納付が便利です。

### 猶予(特例)の概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあつては、申請により、労働保険料等の納付を、1年間猶予することができます。
- この納付猶予の特例が適用されると、担保の提供は不要となり、延滞金もかかりません。

### 猶予の要件

- 以下のいずれも満たす事業主の方が対象となります。
- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業に係る収入が前年同期に比べて(※1)概ね20%以上減少していること
    - ※1 新規適用事業及び単独有期事業における取り扱いについてはQ&A及び申請の手引きをご参照ください。
  - ② ①により、一時に納付を行うことが困難であること(※2)
    - ※2 「一時に納付を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。
  - ③ 申請書が提出されていること

### 猶予対象となる労働保険料等

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する労働保険料等が対象となります。

### 申請方法

- 納期限までに申請してください(※3)(※4)。
- ※3 令和2年2月1日から令和2年6月30日までの間に納期限が到来している労働保険料等については、令和2年6月30日までに申請していただければ、納期限までに申請した場合と同じ取り扱いとします。
- ※4 全期・第1期分については、延長後の令和2年8月31日までに申請をお願いいたします。
- 所管の都道府県労働局に「労働保険料等納付の猶予申請書(特例)」等(※5)を提出してください。(郵送又は電子申請でも受け付けております。(電子申請の場合、年度更新の申告等の添付書類として申請いただくこととなります。))
- ※5 根拠となる書類の準備が難しい場合は、職員が聞き取りによりお伺いします。同一労働保険適用事業において、国税、地方税又は厚生年金保険料等の納付猶予の特例が許可された場合は、当該猶予許可通知書及び当該猶予申請書の写しを添付いただくことで、申請書の記載の一部が省略できる場合があります。

※ ご不明な点があれば、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。



## ～雇用調整助成金を活用して従業員の雇用維持に努めて下さい。～

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部（一定の要件を満たす場合は全部）が国によって助成される制度です。

### 助成額の算定方法を大幅に簡略化し、雇用調整助成金の手続を更に簡素化します

#### 1. 実際の休業手当額による助成額の算定

雇用調整助成金の助成額は、これまで「平均賃金額」を用いて算定していましたが、小規模事業主（従業員が概ね20人以下）は「実際に支払った休業手当額」により算定できるようになります。

$$\text{助成額} = \text{実際に支払った休業手当額} \times \text{助成率}$$

#### 支給申請も簡素化されます

- ①申請様式を簡単に記入できます。
- ②記入の仕方がわかるマニュアルを作成します。  
※マニュアルは厚生労働省HP (<https://www.mhlw.go.jp/index.html>)よりダウンロードできます。

#### 2. 休業等計画届の提出が不要に

申請手続の更なる簡略化のため、**休業等計画届の提出を不要**とし、支給申請の手続とします。  
※休業等計画届と一緒に提出していた書類は、支給申請時に提出していただきます。

### 支給申請に必要な書類

#### 支給申請書類（3種類）

（様式特小第1号（別紙も含む）、2号、3号）  
※支給申請書は厚生労働省HP (<https://www.mhlw.go.jp/index.html>)よりダウンロードできます。

#### 添付書類

#### 比較した月の売上などがわかる書類

（売上簿、レジの月次集計、収入簿など）  
※休業した月と1年前の同じ月の2か月分必要です。  
（休業した月の前月などの比較もできます）  
※2回目以降は提出不要です。

#### 休業させた日や時間がわかる書類

（タイムカード、出勤簿、シフト表など）

#### 休業手当や賃金の額がわかる書類

（給与明細の写しや控え、賃金台帳など）

#### (役員等がいる場合) 役員名簿

（性別・生年月日が入っているもの）  
※事業主本人以外に役員がいない場合及び  
個人事業主の場合は、提出不要です。

振込間違いを防ぐため、通帳またはキャッシュカードのコピー（口座番号やフリガナの確認ができる部分）をできるだけ添付してください。  
（2回目以降は提出不要です）

このほか、審査に必要な書類の提出をお願いすることがあります。

#### 申請・お問い合わせ先

ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局やハローワークまでお問い合わせください。また、厚生労働省のホームページに、雇用調整助成金の概要や活用の流れなどを記載したガイドブック（簡易版）などがご用意されていますので、こちらもぜひ活用ください。

### 3. 平均賃金額の算定方法の簡素化

#### ①「平均賃金額」を「源泉所得税」の納付書で算定できます

平均賃金額の算定は、これまで「労働保険確定保険料申告書」を用いて算定していましたが、「源泉所得税」の納付書により算定できるようになります。

$$\text{一人当たり「平均賃金額」} = \text{納付書の「支給額」} \div \text{【人員の数】}$$

#### ②「所定労働日数」の算定方法を簡素化します

年間所定労働日数は、これまで過去1年分の実績を用いて算出していましたが、**休業実施前の任意の1か月分をもとに算定**できるようになります。

$$\text{【年間所定労働日数】} = \text{【任意の1か月の所定労働日数】} \times 12$$

#### 所定労働日数の計算例

- 週休2日制で祝日が労働日の正社員が大多数を占める場合は、週40時間制として、「月22日」または「年261日」とすることができま。
- 正社員（週休2日制で祝日が労働日）、パート社員など非正規労働者をそれぞれ雇用している場合は、「正社員」は「月22日」、「非正規労働者」は「最も人数の多い所定労働日数」で全員働いているとみなし※加重平均することができます。

※例えば、月単位（月16日など）や週単位（週4日など）で所定労働日数が決まっている場合には、こうした月・週単位での所定労働日数をもとに算定します。

※計算例\*（正社員）：20人  
（非正規労働者）：月15日勤務4人、月16日勤務10人、月17日勤務6人の場合  
（正社員） 22日×20人+（非正規）月16日×20人÷40人（合計人数）  
=月の所定労働日数19日

雇用調整助成金などの申請方法に「雇用調整助成金等オンライン受付システム」が加わりました  
令和2年5月20日から

オンラインでの申請方法は、以下の4つのステップで完了しますのでご利用ください。

**Step1** 雇用調整助成金等オンライン受付システムにアクセス！  
URL <https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/>

**Step2** ログイン用のメールアドレスを登録  
・メールアドレスがマイページのIDとなります。  
・申請事業主ごと（社会保険労務士が申請代行する場合は当該社会保険労務士ごと）に1つのアドレス=IDとしていただくとう便利です。

**Step3** SMS認証用の携帯電話番号を登録  
・マイページ開設、ログインの際に手元に用意できる携帯電話にしてください。

**Step4** マイページから申請書類をアップロード  
・必要な書類は左記を参照下さい。  
・ファイル形式は、原則PDF（または、画像ファイル(.jpg, .png)）として下さい。WordおよびExcel（マクロなしに限る）でも可能ですが、労働局で開けないバージョンなどの場合は、追って差し替えなどを依頼します。ご協力をお願いします。

以上で手続きは完了です！

■各助成金の支給要件などは以下のURLをご確認下さい。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/page07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/page07.html)

■その他ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。  
学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター  
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む

※ 行政機関の偽物サイト（詐欺サイト）が多数確認されていますので、URLをよく確認してアクセスして下さい。  
※5/26時点システム不具合のため稼働延期中です。  
開始日は厚生労働省HP <https://www.mhlw.go.jp/index.html> でご確認ください。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省 雇用調整助成金 検索

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

# 新型コロナウイルス対策で活用できる税制措置

## 法人税・消費税・固定資産税・社会保険料などの納付が猶予されます

新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、世界経済は戦後最大の危機に直面。日本経済も国難とも言うべき厳しい状況が続いています。

こうした状況から政府は、財政・金融・税制といったあらゆる政策手段を総動員して「**新型コロナウイルス感染症緊急経済対策**」として新たに総額**25兆6,914億円**の**2020年度補正予算案**を国会に提出。衆参両院の審議を経て、本年4月30

日に国会で可決・成立しました。

本特集では、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」における「**税制措置**」(注)の重要なポイントをご紹介します。

(注)「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」など

### ポイント1 「納税猶予の特例」の概要

「納税猶予の特例」とは、**新型コロナウイルス感染症の影響で「事業等に係る収入」に相当の減少があった事業者に対して、無担保かつ延滞税なしで1年間、納税の猶予が認められる特例制度**です。

この特例は、法人税や消費税、固定

資産税など、基本的に全ての税目の納税が猶予。また、社会保険料の納付も同様に猶予されます。

ただし、印紙で納付する印紙税のほか、外国貨物を保税地域から引き取る場合の消費税や、出国する際に直接納付する方式の国際観光旅客税などについては対象となりません。

法人税や消費税など国税を例にとつて「納税猶予の特例」を解説します。

### 従来の制度と納税猶予特例との比較

項目	従来の制度(国税通則法第46条)	納税猶予の特例(緊急経済対策)
事由	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により、納税者がその財産につき相当な損失を受けた場合	新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置に起因して、相当な収入の減少があった場合
猶予の対象となる要件	一定期間(原則1年)において、大幅な赤字が発生して、一時の納税ができないと認められる場合	本年2月1日以降の任意の期間(1カ月以上)において、収入が相当(前年同期比概ね20%以上)減少し、一時の納税が困難と認められる場合
担保	担保の提供が可能な場合は担保の提供が必要となります。	担保は不要です。
延滞税	延滞税は通常年8.9%ですが、猶予期間中は年1.6%に軽減されます。 (注)同感染症の影響により財産に損失が生じた場合(消毒作業での在庫の毀損など)は、免除される場合もあります。	延滞税は免除されます。

### ポイント2 対象者に関する要件

先生、本特例の対象者について教えてください。  
**①** 法人だけでなく個人も本特例の対象になりますか？  
**②** 法人について、事業規模などの制限はありますか？  
**③** 青色申告ではなく白色申告の場合でも、本特例の対象になりますか？

**【①の回答】** 「事業等に係る収入(事業所得、給与所得、不動産所得など)」があり、かつ、収入減少などの要件を満たしている個人が対象となります。  
 例えば、事業・不動産賃貸業を営む個人だけでなく、フリーランス(事業所得者)やパートやアルバイト(給与所得者)も収入減少などの要件を満たせば本特例の対象となります。  
**【②の回答】** 資本金や従業員数などの会社の規模に関係なく、収入減少要件を満たせば本特例の対象となります。  
**【③の回答】** 白色申告の場合でも、収入減少要件を満たせば本特例の対象となります。

### ポイント3 収入減少に関する要件

先生、本特例の収入減少の要件について教えてください。  
**①** どの程度の収入減少が要件となるのですか？  
**②** 利益が黒字であっても、収入減少要件を満たせば本特例を利用できますか？  
**③** 前年の月別収入が不明の場合には、どのように判断すればよいですか？  
**④** 収入が20%減少していない場合にも、納税猶予は利用できますか？

**【①の回答】** 同感染症の影響により、本年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業などにかかる収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していることが要件となります。  
**【②の回答】** 利益が黒字でも収入減少などの要件を満たせば本特例を利用できます。ただし、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、一時に納税することが困難と認められる場合に限ります。  
**【③の回答】** 前年の月別収入が不明の場合には、次のような方法により収入減少割合を判断することもできます。  
 ●年間収入を按分した額(平均収入)と比較  
 ●事業開始後1年を経過していない場合、本年1月までの任意の期間と比較  
**【④の回答】** 特例の要件を満たさない場合でも、従来の納税猶予制度を利用できる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にご相談ください(ただし、この場合は原則として年1.6%の延滞税がかかります)。

### ポイント4 「納税猶予の特例」を希望する企業の相談事例

経理課長

**【質問内容】**  
 私は旅館業(4月決算)の経理課長です。当社は前期の2018年11月から19年3月まで大規模な耐震補強工事とリニューアルに伴い事業を休業していたため、19年4月決算では法人所得は多額の欠損金が発生し、消費税は還付となりました。  
 そして当期(本年4月決算)においては、工事に伴う借入金の返済に加え、同感染症による休館で資金繰りが切迫しています。特に、消費税については前期還付申告のため中間納税を行っておらず、10月以降課税仕入が概ね軽減税率の8%で課税売上が標準税率の10%ですので、当決算における消費税の納税見込額は約6,000万円を想定しています。そこで、質問です。  
**①** 当社は資本金8,000万円・従業員数約180名であり、中小企業基本法における「中小企業者等」に該当しませんが、納税猶予の特例は受けられますか？  
**②** 収入減少割合について、本年4月はほとんど休館していたため前年同期比80%減でしたが、本年2月と3月は前年が休業期間であったため前年同期比を算出することができません。本年4月の売上だけで判断してもよろしいでしょうか？  
**③** 来期(21年4月決算)の期中における消費税の予定納税の支払いも苦慮していますが、この予定納税についても納税猶予の特例を利用できるのでしょうか？

**【①の回答】**  
 納税猶予の特例の要件を満たせば、会社の規模に関係なく利用できます。  
**【②の回答】**  
 本年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、収入減少割合が前年同期に比べて概ね20%以上減少していることが要件ですので、4月だけで判断しても問題ないと思います。ただし、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するといった理由により「一時に納税することが困難と認められる場合」に適用されますので、資金繰り予定表などの資料を用意しておく必要があります。  
**【③の回答】**  
 本年2月1日から21年1月31日までに納付期限が到来する所得税・法人税・消費税などが対象となっています。特に、確定申告分とは記載がありませんので、予定納税額についても猶予特例の対象になると思われませんが、詳しくは国税局猶予相談センターにご相談ください。

### ポイント5 申請手続きと相談窓口

**① 申請手続き**  
 関係法令の施行(本年4月1日)から2カ月後、または納付期限(申告納付期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請が必要とする。  
 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出する必要があります。詳しくは以下の相談窓口にご相談ください。  
**② 納税猶予に関する相談窓口**  
 納税猶予に関する相談窓口は、税の種類や社会保険料などにより異なります。  
 ●法人税や源泉所得税、申告所得税、消費税などの国(税務署)へ納付する税金の猶予相談

⇒「国税局猶予相談センター」にお電話ください。  
 (注) 国税局猶予相談センターの電話番号は国税庁ホームページをご覧ください。  
 ●市県民税や固定資産税及び自動車税などの地方税の猶予相談  
 ⇒都道府県や市区町村の担当窓口へご相談ください。  
 ●社会保険料についての猶予相談  
 ⇒日本年金機構へご相談ください。

(注) 具体的な詳細は政省令でご確認ください。

城所 弘明(きどころ・ひろあき)  
 公認会計士・税理士・行政書士  
 日本商工会議所「税制専門委員会」学識委員

## 住居確保給付金のご案内

休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々について、**原則3ヶ月、最大9ヶ月、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。**

家主さんに直接家賃をお支払い！

**申請できる方は**

これまで  
**離職・廃業から2年以内の方**

令和2年4月20日以降  
**離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある方**

**4月30日からはさらに使いやすく**

**ハローワークへの求職申込みが不要に**

住居確保給付金申請のご相談は  
最寄りの自立相談支援機関まで  
**自立相談支援機関一覧**  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>  
スマートフォン・タブレットはこちらから

### 経営セーフティ共済の特例措置について(中小企業基盤整備機構)

- 共済金の償還(返済)期日の繰下げ  
 <償還(返済)中のお客様>  
 お客様からのお申し出により、償還期日を繰下げ、共済金の償還を6か月間停止することができず。  
 <これから償還(返済)を開始されるお客様(新規含む)>  
 お客様からのお申し出により、初回以降の各月の償還期日を繰下げ、償還開始を6か月間遅らせることができます。
- 一時貸付金の返済猶予  
 <令和2年4月7日以前に一時貸付金を借り入れたご契約者様>  
 令和2年4月7日以前に一時貸付金を借り入れ、令和2年4月7日以降に約定返済日を迎える、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているご契約者様の一時貸付金について、ご希望により約定返済日から6か月間返済を猶予します。  
 <令和2年4月7日以降に一時貸付金を借り入れたご契約者様>  
 新型コロナウイルス感染症の影響を受けているご契約者様が、新規(令和2年4月7日から令和3年4月7日までの期間)で借り入れた一時貸付金については、ご希望により約定返済日から6か月間返済を猶予します。
- 掛金の納付期限の延長等
  - 掛止めをする  
掛金総額が掛金月額額の40倍に相当する額に達している場合、納付の掛止めができます。
  - 掛金月額を減額する  
事業規模縮小、事業経営の著しい悪化、疾病又は負傷、危急の費用支出といった場合には、掛金月額を減額できます。(月額 5,000 円まで減額できます。※5,000 円単位)
  - 掛金の納付期限を延長する  
令和2年11月分までの掛金の納付期限を延長することができます。延長期間が終了した翌月から、掛金を延長分と当該月の2カ月分ずつ納めていただくこととなります(ご請求する金額が、通常の倍額となりますのでご注意ください)。  
 ※詳細は、下記ホームページをご参照ください。  
 新型コロナウイルス感染症にかかる経営セーフティ共済の特例措置について(中小企業基盤整備機構)  
[https://www.smrj.go.jp/kyosai/info/disaster\\_relief\\_r2covid19\\_t.html](https://www.smrj.go.jp/kyosai/info/disaster_relief_r2covid19_t.html)

## 商工会議所 LOBO 早期景気観測

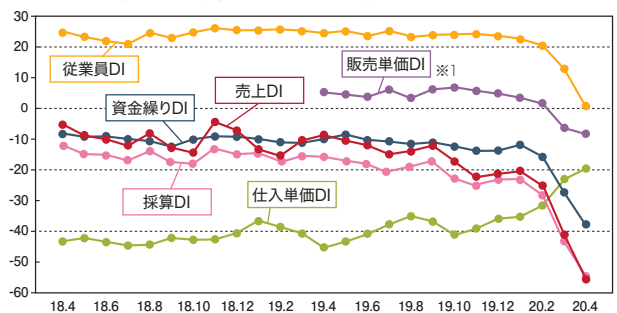
# 業況DIは、2カ月連続で大幅悪化 先行きも新型コロナウイルスにより厳しい見通し

### POINT

- 全産業合計の業況DIは、▲60.4(前月比▲11.4ポイント)
- 新型コロナウイルスの流行拡大に伴う緊急事態宣言の発令以降、外出自粛や消費マインドの低下、イベント等の中止などによる一段の売上減少。営業時間の短縮や休業を実施する企業もみられたサービス業や小売業で景況感が大幅に悪化。また、新型コロナウイルスの収束が見通せない中、生産・設備投資などの計画見直しやサプライチェーンの停滞による部材等の調達難など、生産活動への影響が拡大していることなどが下押しし、中小企業の景況感は、リーマンショックの影響が残る2010年1月(▲62.3)以来、10年3カ月ぶりの▲60台となった。
- 先行き見通しDIは、▲71.1(今月比▲10.7ポイント)
- 新型コロナウイルスの世界的な流行の影響によって、ゴールデンウィークにおける観光需要の急減や、サプライチェーンの停滞、生産活動への影響の長期化を懸念する声に加え、企業や消費者のマインドの低迷、資金繰りの急激な悪化などにより、中小企業の業況感は、調査開始以来最悪となったリーマンショック後の2009年2月(▲73.4)に迫る厳しい見通し。

(令和2年4月度調査結果)

### LOBO全産業合計の各DIの推移



※DI値(景況判断指数)について/DI値は、業況・売上・採算などの各項目についての判断の状況を表す。ゼロを基準として、プラスの値で景気の上向き傾向を表す回答の割合が多いことを示し、マイナスの値で景気の下向き傾向を表す回答の割合が多いことを示す。したがって、売上高などの実数値の上昇率を示すものではなく、強気・弱気などの景況感の相対的な広がりや意味する。DI=(増加・好転などの回答割合)-(減少・悪化などの回答割合)

※1 2019年4月より新たに調査を開始したため、2019年4月以前の数値は存在しない。

### LOBO調査要領

- ▶ 調査期間 / 2020年4月14日～4月20日
- ▶ 調査対象 / 全国の336商工会議所が2,709企業にヒアリング

内訳 | 建設業 444 製造業 645 卸売業 320  
小売業 557 サービス業 743

- ▶ 調査項目 / 業況・売上・採算・資金繰り・仕入単価・販売単価・従業員の前年同月比(前年同月と比較した今月の水準)と向こう3カ月の先行き見通し(今月水準と比較した向こう3カ月(当月を除く)の先行き見通し)、自社が直面している経営上の問題など

そのほか、詳しい情報については <https://cci-lobo.jcci.or.jp> からご覧ください。

## 橿原市からののお知らせコーナー

橿原市から提供いただいた情報を掲載しています。

Enlightenment

啓発

### <市内で事業を行う中小企業及び個人事業主の方へ> 新型コロナウイルス感染症に伴い、橿原市から市内の 事業者向けに下記の支援をさせていただきます。

名称	給付額	給付対象・申請期間	連絡先
橿原市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 (以下「橿原市協力金」 という)	中小企業 10万円 個人事業主 5万円	奈良県協力金の給付を 受けた市内事業者 【申請期間】 7/31 まで	地域振興課 (協力金受付担当) ☎0744-47-2091
橿原市新型コロナウイルス感染症融資事業者支援金 (以下「橿原市支援金」 という)	一律 10万円 (※1)	セーフティネット保証(4号・5号) 又は危機関連保証の認定を橿原 市から受け、金融機関から融資 を受けた事業者のうち、3 か月 以上引き続き橿原市内に住所を 有する個人又は事業所を有する 法人で市税の滞納がない事業者 【申請期間】 7/31 まで	地域振興課 (支援金受付担当) ☎0744-47-2091

- ※1 ただし、橿原市協力金と併せ、最大 10 万円の給付となります。
- ※2 橿原市協力金及び橿原市支援金の詳細については HP をご確認ください。また、状況により内容が変更になる場合があります。
- ※3 持続化給付金の詳細につきましては、下記 HP を確認してください。  
持続化給付金 … 中小企業庁 HP <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>
- ※4 その他、融資などの給付金以外の支援制度につきましては、経済産業省の HP などをご確認ください。  
経済産業省 HP <https://www.meti.go.jp/>

### 新型コロナウイルス感染症予防のため 「3つの密防止」等に対応した サービスの提供をお願いします。



3つの条件がそろう場所がクラスター（集団）発生のリスクが高いです。  
※3つの条件の他、共同で使う物品には消毒などを行ってください。

檀原  
**YEG**  
通信

檀原 地域みっちゃく生活情報誌「かしのくらぶ」  
コロナに負けるな つなごう、街の声。に  
檀原商工会議所青年部会長 泉谷 齊いずみ たかひこ氏のコメントが掲載!!

今こそ「心を一つに」  
この国難を乗り越え、  
檀原に活気を！「コロナ  
に負けるな」  
〜青年部 一同〜



みなさん、今が踏ん張り時  
です。私たち「高売人」の意  
地と威力で危機を乗り越  
え、元気な檀原を取り戻そ  
う！共に頑張りましょう！  
檀原商工会議所 青年部  
会長/泉谷 齊

かしのくらぶ5月号「コロ  
ナに負けるな」特別企画にコ  
メントが掲載されました。  
新型コロナウイルス感染  
拡大を受け、かつてない疲弊  
を経験している全ての住民  
に、熱いメッセージを届ける  
という特集です。

檀原商工会議所青年部  
第四回役員会をWEB上で実施

令和2年5月7日(木)新型コロナ  
ウイルス感染症拡大防止の為、檀  
原商工会議所青年部第4回役員会  
が、WEB(Zoom)を使用して  
開催されました。会場に集まらずに  
行う会議は2回目となりますが、画  
面上で顔を合わせて行えるとあつ  
て、積極的な意見が出されました。  
今後の新型コロナウイルス感染症  
の影響に対する支援や、青年部の活  
動について話し合うことができ、有  
意義な役員会となりました。  
一日も早く当たり前の日常を取  
り戻すため今は我慢です。大切な  
人や事業所を守り、共に頑張りま  
しょう！

第五回近畿ブロック大会はじまりの地  
かしはら大会実行委員会をWEB上で実施

令和2年4月24日(金)、  
Zoomシステムを利用し近畿ブ  
ロック大会はじまりの地かしはら大  
会実行委員会をWEB上で開催致  
しました。昨今の新型コロナウイルス  
感染拡大問題で近畿ブロック大  
会の開催も危ぶまれていたなか、今  
後のスケジュールや開催規模の調整  
等様々な事をメンバー間でやり取り  
し意見を出し合いました。その中で  
近く開催予定の近畿ブロック商工  
会議所青年部連合会 定期総会に  
上程する近畿ブロック大会はじまり  
の地かしはら大会 開催概要につい  
ても精査することが出来ました。  
日に日に変わっていく状況の中ブ  
ロック大会の開催に向けて、少しで  
も動いていけるように頑張ってい  
ます！

JOSEIKAI TSUSIN



令和二年度 事業計画・収支予算決まる

6月以降事業計画

月	内 容
6月	企業視察会
7月	三役会
8月	役員会
9月	大和高田商工会議所との合同講演会
10月	檀原夢の森フェスティバル 飲食ブース出店
11月	飛鳥 RUN×2 リレーマラソン 2020 飲食ブース出店
12月	三役会・一泊研修・善意銀行への寄付
令和3年1月	新年懇親会
2月	青年部との合同講習会
3月	檀原神宮清掃奉仕作業・三役会

檀原商工会議所女性会(会長  
吉川睦代)の令和二年度事業計  
画・収支予算が決定しました。  
例年であれば、役員会、通常会  
員総会で会員皆様にお諮りし、決  
議しておりましたが、今年は新型  
コロナウイルス感染症感染拡大  
防止と、会員の安全を鑑みて中止  
とし、通常会員総会で上程予定の  
議案は正副会長の一任のうえ執  
行させていただくこととなりま  
した。  
六月以降の事業につきまして

檀原商工会議所  
女性会会員随時募集中!!

女性会とは?

異業種からなる女性経営者などの団体です。1人で経営者として孤軍奮闘頑張っている方、夫の会社を共に支えている方、新たに事業を起こした方など、各々違った立場で経営に携わっている女性メンバーの集まりです。セミナー・講演会・懇親会・視察旅行などの事業を行っており、自己研鑽、相互交流に努めています。みなさんも新しいメンバーとして「女性会」参加をご検討ください。

お問合せ 檀原商工会議所 女性会事務局 TEL.0744-28-4400



▲昨年の通常会員総会の様子

も、新型コロナウイルスの影響により延期、中止となる場合がございますが、会員の安全を考慮しながら、事業を行って参ります。



出向・移籍の専門機関

公益財団法人 **産業雇用安定センター**からの  
お知らせ

求人や退職者の対応を  
**無料**でサポートします。

こんな時、  
ご相談ください。

### ☆人材が不足しており、採用を検討中の企業の方

(例) 事業の拡大により必要な要員を採用したい  
新規部門に精通した人材を雇いたい  
経験豊富な即戦力の人材を確保したい

### ☆人材の維持が困難で、雇用調整検討中の企業の方

(例) 会社清算・工場閉鎖のため従業員の受入先を探している  
事業の縮小により、人員削減を検討している  
定年退職を迎える従業員が、他企業への再就職を希望している

### ☆シニアの力を活用したい

(例) 経験豊かな即戦力人材がほしい  
培った技術・経験を生かしてもらい企業力の強化へ  
若手の教育をしてくれる人材を探している



問合せ先 公益財団法人産業雇用安定センター奈良事務所  
〒630-8115 奈良市大宮町 1-1-15  
ニッセイ奈良駅前ビル 4階 (JR奈良駅から徒歩3分)

☎0742-24-2015

インターネットで最新の人材情報をどうぞ

奈良の24時間は警備のプロにお任せください

SECURITY  
**ask**

**24**

施設警備・機械警備・交通警備・イベント警備ほか  
多数なケースに対応できます

Building Management by  
支店:大阪・東京・奈良 営業所:名古屋



**アスカ美装株式会社**

本社 橿原市醍醐町296-1 TEL.0744-24-1757 <http://www.asukabiso.co.jp/>

## 自由に働く人の ワーキングスペースを提供

SQUARE は新しいタイプの美容室です。  
自由な時間に仕事をする場所を借りたい美容師に適切なプランでサロンのブースをお貸ししています。  
シェアサロンなので、多種多様な美容師が在籍しており、お客様の年代、技術、雰囲気など、お客様に合わせた美容師のマッチングが可能です。  
また、当店専属スタイリストも在籍していますので、最新の技術とデザインを楽しんで頂けるサロンとしてもご利用頂けます。  
日本初の独立型BOXセット面を採用しているので、プライベート空間が守られた中でお客様にはお過ごし頂けます。  
ぜひ、開放感のある店内でおくつろぎください。

### スクエア ペア シェア サロン SQUARE PAIR SHARE SALON

〒634-0005 橿原市北八木町3丁目65-8 谷ビル5F

☎ 0744-48-3881

☎ 0744-48-3882

[営業時間] 9:00~22:00

[定休日] なし

[HP] <https://pair-square.city>

[E-mail] [pair00square@gmail.com](mailto:pair00square@gmail.com)



▲店内の様子



▲店内の様子

## 水まわりリフォーム専門店 毎年コンテスト入賞!

創業 93 年、株式会社創造工舎のブランドの一つ「リプラ」  
ショールーム内には各メーカー最新水廻り設備 28 台を常設しており、一度に見てさわって比べていただけます。  
水廻り以外の外装、エクステリア、介護リフォームなどお住まいのことなら何でもお気軽にご相談お待ちしております！

### 株式会社 ソウゾウコウシャ 創造工舎 リプラ橿原店

〒634-0072  
橿原市醍醐町550-1

☎ 0744-47-1166

☎ 0744-47-2442

[営業時間] 10:00~17:30

[定休日] 水曜日・祝日

[HP] <https://reform-repla.jp/>

[E-mail] [info@reform-repla.jp](mailto:info@reform-repla.jp)



▲ショールーム内観

▲ショールーム外観

掲載を希望される方は当会議所広報誌担当までご連絡ください。

TEL 0744-28-4400 E-mail: [info@kashihara-cci.or.jp](mailto:info@kashihara-cci.or.jp)

# 中小企業の再生を応援します!!

## 再生支援協議会とは...

### 公的な支援機関

- 地域の中小企業を対象に、再生に向けた取り組みを応援する「公的な支援機関」として全国47都道府県に設置されています。
- 奈良県は奈良商工会議所内に設置されています。

### 対象となる中小企業

#### 基準

- 例えば次の様な状況にある、再生意欲を持つ中小企業
- 借入金の返済負担で資金繰りが悪化している
  - 事業の見直しや金融機関との調整が必要
  - 再生計画を策定する必要があるが、策定の仕方がわからない

## 再生支援協議会

役割：計画策定支援と金融機関調整



## ご相談の流れ

### まずはお気軽に電話を!!

【事前予約制】

- お電話で事前にご予約を頂いたのち経験豊富な来駐専門家が無料でご相談に応じます。
- 状況に応じて、外部の専門家等の活用も含めて、再生計画の策定を支援いたします。
- 再生計画の策定後も、その実施状況について随時アドバイスを行い継続的に支援いたします。

奈良県中小企業再生支援協議会  
(奈良市堂大聖町36-2 奈良商工会議所1F)

ご相談受付・相談予約  
お気軽に電話ください!!  
**0742-26-6251**

# 応援します。あなたの健康!

1日量 コンドロイチン硫酸エステルナトリウム900mg配合  
フルスルチアミン塩酸塩25mg配合

## ヒトミタンf

眼精疲労や腰痛・  
肩こりなどの  
筋肉・関節の痛みを  
和らげます

第3類医薬品 ビタミンB1主薬製剤



1錠中にフルスルチアミン100mg配合

## アスピタンV100

眼精疲労・肩こり・  
肉体疲労時の  
V.B1補給・  
神経痛に

第3類医薬品 ビタミンB1主薬製剤



 **佐藤薬品工業株式会社**  
0120-78-0022 <http://www.sato-yakuhin.co.jp/>

奈良県橿原市観音寺町  
9番地の2  
TEL 0744-28-0021(代)  
FAX 0744-28-0030

■商品の購入は(株)ホーエイへ

健康サプリの館  検索

<http://hoiesupple.shop25.makeshop.jp/>



## 知って得する!! エキスパートゼミ

橿原商工会議所「専門家連携協議会」所属の専門家の皆様から「知って得する!! エキスパートゼミ」と題して様々な分野から記事提供にご協力をいただいております。是非とも平素の事業活動にお役立てください。



社会保険労務士・中小企業診断士 **いわい 岩井**

## Bizサポートコンサルティング

事務所 〒634-0005 橿原市北八木町1-6-12-404  
TEL: 050-3577-6600  
FAX: 0744-46-9146  
Email: support@biz.nifty.jp  
URL: https://bizsapo.jp

ひでゆき **秀之**

■プロフィール  
1977年生まれ。  
大阪府立大学(院)卒業。  
ITシステム会社勤務の後、社会保険労務士、中小企業診断士の資格を取得。  
平成25年に橿原で事務所開業。  
現在、奈良働き方改革推進支援センターでアドバイザーとしての活動もしている。

## 新型コロナウイルス対策は短期と中長期の両面で!

## 短期的な対応

世界中が新型コロナウイルスの影響を受けています。日本では全国を対象に緊急事態宣言が発出され、社会・経済活動の自粛が求められています。

多くの事業所では新型コロナの影響で売上げが「蒸発」する一方で、固定費の支払いだけが残ってしまい経営を圧迫しているのではないかと推察します。このような状況において短期的には、事業継続のための資金繰りが最も重要です。既に運転資金を確保するために、金融機関へ融資の相談をされている経営者は多いのではないのでしょうか。

また、休業や営業自粛に伴い従業員を一時的に休ませているケースも多いことでしょう。従業員の雇用を確保しつつ休業手当を支給する事業所は「雇用調整助成金」の活用により、固定費(人件費)の一部を賄うことが可能です。申請手続の複雑さなど問題は指摘されていますが、是非積極的に活用していただきたいと考えます。

その他、新型コロナの影響で売上げが前年同月比5割以上減少した事業所を対象にした国の「持続化給付金」や、休業要請に協力した事業所を対象にした県の「協力金」なども整備されています。短期的には、これらの融資や助成金、給付金などを活用し、「嵐」をしのぐことが重要です。

## 中長期的な対応

「アフターコロナ」という言葉を耳にするようになりました。現在猛威を振るっている新型コロナの「嵐」もいつかは収束します。その時、スムーズに営業を再開できるように今から準備しておくことが必要です。また、将来同様の「嵐」に見舞われても切り抜けられるように、今のうちから中長期的な視点に立って自社の経営を見直しておくことが求められます。

新型コロナは世界的なパンデミックであり、中小企業の努力だけでどうにかできるものではありません。しかし、リスク

ヘッジの準備をしておくことは大切です。今回は、顧客、仕入先、商品・サービス、販売チャネルという視点で、多角化によってリスクを低減させる考え方を簡単にご紹介します。

## ○顧客、仕入先の多角化

単一の顧客(販売先、得意先)に過度に依存していると、その顧客が新型コロナの影響を受けた場合、一気に売上げ(受注)が「蒸発」してしまいます。これを防ぐためには、顧客の分散・多角化が必要です。できれば異なる特性(地域、業種など)の顧客基盤を持つことが理想的です。

単一の仕入先に過度に依存していると、部品や材料などの供給がストップした場合、顧客からの受注に対応できなくなってしまう可能性があります。これを防ぐためには、仕入先を複数持つことが必要です。一社から大量に仕入れたほうが原価低減できるという考えもありますが、複数の仕入先を持つことで競争原理も働き、適正な仕入れ価格の把握にもつながります。

## ○商品・サービス、販売チャネルの多角化

現状の自社取扱商品・サービスの「周辺」分野に少し視野を広げてみると、既存の技術や設備などをそのまま使って商品ラインナップの拡充や、付随サービスの提供ができることがあります。例えば、外食産業である飲食店が新型コロナの影響で弁当、総菜等の持ち帰り品(=中食)を提供するケースなどがこれに該当します。

販売チャネルの多角化という点では、店頭販売や対面販売が中心の業態であれば、インターネットを利用したWebサイトによる販売や、Web会議システムなどを利用した営業展開などが考えられます。

## ○まとめ

全てを一度に実現することは難しいですが、実現できそうなものがあれば、是非、将来(=アフターコロナ)を見据えて取り組んでいただきたいと考えます。

## 不法滞在・不法就労防止にご協力下さい!

不法滞在者の多くが不法就労し、我が国の労働面だけでなく、風俗、治安など、色々な分野にわたり、様々な問題を引き起こしています。

また、グループ化した悪質な不法滞在者による犯罪が増えており、我が国の治安を脅かしています。

### 不法滞在者とは

- 偽造パスポートや密航船などで不法に入国する者
- 在留(滞在)期間を超えても出国せず不法に滞在する者

※これらの者が働いたり、また、働くことが認められていない在留資格で在留する人が働くことは、不法就労活動になります。

### 皆様へのお願い

- 不法滞在や不法就労を許さない社会環境作りが大切です。
- 外国人を雇用する際は、パスポートや在留カードを見て在留資格や在留期限を必ず確認して下さい。

※不法滞在者または働く事が認められない外国人を雇用した事業主や、不法入国を援助した人等は法律により罰せられる場合があります。

問合せ 榎原警察署 TEL.0744-23-0110



## 放送大学 2020年度2学期(10月)入学生募集中!

出願期間 第1回募集: 6/10~8/31(必着) 第2回募集: 9/1~9/15(必着)

選ばれる魅力! この機会に  
放送大学で学んでみませんか?

### ■ポイント1 学ぶ意欲が入学資格!学力試験はありません

条件を満たせば学力試験はありません。  
卒業すれば学位(学士)を取得できます。大学院もあります。

### ■ポイント2 BSテレビ・ラジオだけじゃない!スマホやパソコンでも!

BSテレビ・ラジオの放送授業を自宅で学べるほか、インターネットでいつでもどこでも授業を受けることができます。また全国の学習センター等に備えてあるDVD、CD等でも視聴できます。

### ■ポイント3 1科目から学べます 半年だけの在学もOK!

一流の講師による多彩な約300の科目があり、1科目から学ぶことができます。  
人気の心理学をはじめ外国語も充実。学ぶ目的に応じてお選びください。

### ■ポイント4 負担が少ない授業料が魅力です

授業料はテキスト費込みで1科目11,000円(放送授業)。入学科を含めリーズナブルな費用で学べます。また半年ごとに受講する科目の授業料だけを払う仕組みも魅力のひとつです。

資料請求・詳細はホームページにて

Q 放送大学 検索

<https://www.ouj.ac.jp/>



### あなたのそばに学習センター

出願前のご相談、見学だけでも歓迎。お気軽にお越しください。

### 放送大学奈良学習センター

〒630-8589 奈良市北魚屋東町 Tel: 0742-20-7870

電話相談も  
受付けて  
います

詳しくは  
ホームページ、  
もしくは奈良  
学習センターへ



すべては、ニッポンの農業のために、  
すべては、ニッポンの食卓のために。



ナント種苗株式会社

〒634-0077 奈良県橿原市南八木町2丁目6-4

TEL 0744-22-3351 FAX 0744-22-2583

HP <http://www.nanto-seed.com> E-mail [goodseed@nanto-seed.com](mailto:goodseed@nanto-seed.com)

家庭de菜園  
うえるたおやさん

家庭de菜園

一般社団法人  
日本種苗協会

日本種苗協会

# 新型コロナウイルス感染症 対策支援

5/14  
Thu

## 雇用調整助成金 申請書類作成に関する 個別相談

### ●今回対応いただいた専門家

- ・社会保険労務士／大河原 徹 氏／  
社会保険労務士法人オフィスリンク
- ・特定社会保険労務士／北場 好美 氏／  
キタバ社会保険労務士事務所  
(檀原商工会議所専門家連携協議会所属)

檀原商工会議所にて、新型コロナウイルスによる事業縮小を余儀なくされ、雇用の維持を図る参加事業所に雇用調整助成金に関する提出に必要な書類作成について専門家によるアドバイスをを行う個別相談を実施しました。

当日はアルコール消毒、マスク着用、会場内換気等新型コロナウイルス感染拡大防止をしたうえで開催し、参加された8事業所は熱心にアドバイスに耳を傾けておられました。



▲社会保険労務士 大河原氏

▲特定社会保険労務士 北場氏

# レジ袋削減にご協力下さい

～レジ袋有料化のご協力をお願いします～

環境問題解決の第一歩

海洋プラスチックごみ問題をめめた環境問題が深刻さを増しています。

政府では環境問題解決に向けて様々な施策を実施、検討しています。

“レジ袋削減”もその一環です。

できるだけ無駄なレジ袋を少なくし、環境問題解決の一步になるよう、皆様のご協力を賜りたく、よろしくお願ひ申し上げます。

## レジ袋有料化 2020年7月1日スタート

ただし、前倒しで有料化することを推奨しています。  
売値については各事業者様のご判断にお任せします。

環境性能が認められる以下の袋への転換にご協力をお願いします。  
以下の3点については、法令に基づく有料化の対象とはなりません。  
あらゆるレジ袋を有料化することにより過剰な使用を抑制していくことが基本です。

プラスチックのフィルムの厚さが50マイクロメートル以上のもの

海洋生分解性プラスチックの配合率が100%のもの

バイオマス素材の配合率が25%以上のもの

消費者向け レジ袋有料化お問合せ窓口  
☎0570-080180

事業者向け レジ袋有料化お問合せ窓口  
☎0570-000930

経済産業省  
レジ袋有料化に関するHP

## ポリテクセンター奈良

令和2年度 能力開発セミナーのご案内

ポリテク奈良 検索

【TEL: 0744-22-5226】

### 【IT活用力セミナーのご案内】

分野	コース番号・コース名	日程	受講料
建築	【H956】不静定構造物の構造解析技術	9/5、12	8,500円
機械	【M201】旋盤加工技術(精密加工技術編)	9/8、9、10、11	18,000円
機械	【M101】設計に生かす3次元CADソリッドモデリング技術	9/15、16、17、18	21,000円

企業様独自の研修(主にものづくり分野)も開催可能! (例: 機械設計・加工、機械保全、建築など)

訓練コース名	実施日	時間帯	実施場所	受講料(税込)	申込締切
効率よく分析するためのデータ集計	8/21	9:30 16:30	奈良商工会議所 奈良市登大路町36-2	2,200円	7/31
相手に伝わるプレゼン資料作成(PowerPoint 中級)	8/28	9:30 16:30	メビウスPC研修センター 高市郡高取町上土佐58-1	2,200円	8/7

＜受講対象者：企業等で働く在職中の方＞

お問い合わせ先 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構奈良支部  
ポリテクセンター奈良 ☎0744-22-5101

## ハローワーク求職者情報

# 6月号

■お問合せは、ハローワーク大和高田へ  
TEL.0745-52-5801 担当/職業紹介部門 松本

※令和2年5月22日現在  
ハローワークに登録  
されている人の一例です

No	希望職種	希望収入	希望勤務時間	学歴	住所	職歴(最新▶旧)・免許・資格
1	基礎的化学品工 トラック運転手	30万円	不問	高卒	檀原市	基礎的化学品製造工:約7年 倉庫内仕分け発送作業:約1年 大型トラック運転手:約5年 資格:大型自動車免許、フォークリフト運転技能者
2	送迎バス運転手	30万円	不問	高卒	檀原市	送迎バス運転手:約7年 資格:大型自動車二種免許、ホームヘルパー2級
3	建設用機械車両運転工 タンクローリー運転手	30万円	不問	中卒	檀原市	建設用機械車両運転工:約30年 タンクローリー運転手:約7年 資格:大型自動車 免許、車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用・解体用)運転技能者
4	栄養士	18万円	8:30-17:30	大卒	檀原市	管理栄養士:約3年 資格:管理栄養士、健康運動指導士
5	看護師	時給1,000円	9:00-16:00	専門卒	檀原市	看護師:約3年 総合事務員:約4年 資格:看護師、MOSスペシャリスト2003
6	調理人	18万円	8:00-17:00	短大卒	檀原市	医療事務員:約2年 調理人:約8年 資格:調理師
7	福祉相談員 営業	15万円	9:00-16:30	大卒	檀原市	福祉相談員:約8年 障害者福祉施設指導専門員:約6年 資格:ホームヘルパー2級
8	保育士	20万円	不問	短大卒	檀原市	保育士:約3年 保育補助:約1年 資格:小学校教諭免許、幼稚園教諭免許、保育士3級表計算技師
9	医療事務員 総合事務員	20万円	8:30-17:30	高卒	大和高田市	医療事務員:約3年 資格:簿記能力検定(全経1級)
10	フォークリフト運転作業員 ルート集配	20万円	9:00-20:00	中卒	大和高田市	フォークリフト運転作業員:約8年 解体作業員:約10年 資格:特定化学物質作業主任者、フォークリフト運転技能者、高所作業車運転技能者

日(Sun)	月(Mon)	火(Tue)	水(Wed)	木(Thu)	金(Fri)	土(Sat)
31	1 ●新型コロナウイルス 対応相談窓口	2 ●新型コロナウイルス 対応相談窓口	3 ●新型コロナウイルス 対応相談窓口	4 ●新型コロナウイルス 対応相談窓口 ●青年部役員会	5 ●新型コロナウイルス 対応相談窓口	6
7	8 ●新型コロナウイルス 対応相談窓口	9 ●新型コロナウイルス 対応相談窓口	10 ●新型コロナウイルス 対応相談窓口	11 ●新型コロナウイルス 対応相談窓口	12 ●新型コロナウイルス 対応相談窓口	13
14	15 ●新型コロナウイルス 対応相談窓口	16 ●新型コロナウイルス 対応相談窓口 新雇用調整助成金申 請書類作成に関する 個別相談	17 ●新型コロナウイルス 対応相談窓口	18 ●新型コロナウイルス 対応相談窓口	19 ●新型コロナウイルス 対応相談窓口	20
21	22 ●新型コロナウイルス 対応相談窓口 ●源泉所得税の納期の 特例(1月~6月) 個別相談(~7/10金)	23 ●新型コロナウイルス 対応相談窓口 新雇用調整助成金申 請書類作成に関する 個別相談	24 ●新型コロナウイルス 対応相談窓口 ●事業引継ぎ個別相 談会	25 ●新型コロナウイルス 対応相談窓口	26 ●新型コロナウイルス 対応相談窓口	27
28	29 ●新型コロナウイルス 対応相談窓口	30 ●新型コロナウイルス 対応相談窓口	1	2	3	4

## 検定試験中止のご案内

新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、  
以下の検定試験が全国統一で中止となりました。

試験実施日	検定名
6月14日(日)	第155回 日商簿記検定試験
6月21日(日)	第47回 ビジネス実務法務検定試験
6月28日(日)	第219回 日商珠算(そろばん)能力検定試験
7月 5日(日)	第44回 福祉住環境コーディネーター検定試験

詳細は右記HPをご覧ください

日本商工会議所  
東京商工会議所

<https://www.kentei.ne.jp>  
<https://www.kentei.org>

わたしたちは、  
新たに導入した最新鋭の印刷機で  
お客さまの「作りたいもの」を  
実現いたします。



株式会社 **アイプリコム**

パンフレット・チラシ・ホームページ・デジタル加工の企画から製作

本 社 / 〒634-0812 奈良県橿原市今井町3-2-5 TEL.0744-22-6155  
事業所 / 〒636-0246 奈良県磯城郡田原本町千代360-1 TEL.0744-34-3030  
URL:<http://www.aipricom.co.jp> E-mail:[info@aipricom.co.jp](mailto:info@aipricom.co.jp)

### “Life 橿原” 見学会受付中



福祉・介護の土地活用  
**なごみデザイン**  
Directed by 崎山組

橿原市菖蒲町に“共同生活援助”  
グループホーム OPEN

今、社会に必要とされる住まいのカタチ  
「笑い」「喜び」そして「支え合う」  
ひとりひとりの個性を大切に  
自立を目指し「ともに生きる」  
そんな街づくりがなごみデザインの答えです

**0744-22-2353**  
<http://nagomidesign.com>  
〒634-0077 奈良県橿原市南八木町2丁目3-35

## オフィスビル 入居者募集中

大和八木駅より  
徒歩3分  
2F…10.9坪  
5F…9.09坪



**橿原中央ビル株式会社**  
橿原市北八木町1丁目1-8  
TEL.0744-23-1800 FAX.0744-21-8008

わたしたちは予防医学を行い急性期医療から回復期リハビリテーション  
在宅医療と介護福祉においてトータルなケアを行っています。

## 社会医療法人 平成記念会



平成記念病院

三和澱粉工業株式会社は  
素材の提供を通じて  
お客様の抱える課題解決に  
貢献します。

私たちは自然の恵み、トウモロコシを原料に  
「環境調和企業」を目指します。



## 三和澱粉工業株式会社

本社・工場 〒634-8585 奈良県榎原市雲梯町594番地  
TEL(0744)22-5531 FAX(0744)22-4177

東京オフィス 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1丁目21番5号 C-5ビル7階  
TEL(03)5294-3838 FAX(03)5209-3800

<http://www.sanwa-starch.co.jp/>